

仕 様 書

第1章 非機能要件(基本要件)	
1 業務の概要	
1.1 概要	
1	本仕様書は、手術室映像管理システム映像信号切替制御機器修繕業務委託(以下、「本業務」という)に関し、発注者である地方独立行政法人長崎市病院機構(以下、「発注者」という)が実施する一般競争入札に参加する受注者が、熟知しかつ遵守すべき一般事項を定めたものである。
1.2 業務の範囲	
1.2.1 本業務の範囲	
1	本業務は、手術室映像管理システムにおいて使用している映像信号切替制御機器(以下、「マトリックススイッチャー」という)を交換修繕し、既存の映像入力端子および映像出力先に接続することで、手術室映像管理システムの運用を継続可能な構成とするものである。 また、マトリックススイッチャー交換に伴い必要となる映像ケーブルの配線、機器の設置および調整についても、本業務の範囲に含むものとする。
1.2.3 本業務の基本要件	
1	修繕対象となるマトリックススイッチャーについて、現行機器の修繕が不可能な場合は、システムの継続利用を確保する観点から、汎用性および保守性を考慮した機器に入替を行うこと。
2	マトリックススイッチャーの入替後においても、既存の映像入力端子(DVI、VGA、Video)および映像出力先(術中記録レコーダ、天吊液晶モニター、大型液晶モニター、麻酔医用液晶モニター、人工心肺モニター)については、すべて現状設備を流用可能とすること。
3	既存の映像入力端子および映像出力先と入替後のマトリックススイッチャーを接続する際に、映像信号切替機器(以下、「コンバーター」という)の入替が必要となる場合は、小型で耐久性に優れ、かつ実績のある機器へ入替を行うこと。
4	受注者は、詳細打ち合わせ段階において、本仕様に記載されている項目が実状とそぐわない、または改善をおこなった方が良いと判断した場合には、発注者と協議の上、必要に応じて内容を変更し業務を実施すること。
1.3 契約方法および履行期限	
1.3.1 契約方法	
1	本業務に係る費用は、検収後の一括支払いとする。支払額については、契約書に定める金額により、発注者が実施する完了後検査し合格と認められる部分について、受注者からの請求を受けて支払うものとする。
1.3.2 履行期限	
1	本業務は、令和7年11月30日までに履行を完了すること。
1.4 業務の履行	
1.4.1 履行場所	
1	本業務の履行対象機器の設置場所は、次のとおりとする。 1. I 棟3F 手術室2 2. I 棟3F 手術室7
1.4.2 履行に関する留意事項	
1	発注者による完了後検査の結果、不適合と判断された場合は、履行期限までに再度業務を実施すること。
2	本業務の履行に際しては、原則として各設置場所の業務に支障を生じさせないよう、騒音等の抑制に留意すること。
3	平日の夜間及び土・日・祝日に業務を実施する場合は、2週間以上前に当院と調整し、許可を受けて行うこと。詳細スケジュールは、当院と別途協議の上、決定すること。
4	履行期限に間に合うよう、現地調査を踏まえて詳細な工程を検討し、当院の承認を得て業務を実施すること。また、当院と合意した修繕作業日程に基づき、修繕作業の可否等について調整を図ること。なお、当院と合意した修繕作業日程を変更する必要がある場合は、早期に当院と協議の上、変更日程及び作業体制の調整を行い、履行期限に間に合わせること。
5	修繕に要した機器等は未使用品とすること。
6	修繕に要した機器等の付属物(マニュアル、メディア、保証書等)は、発注者が要・不要仕分を指示し、不要なものは搬入前に受注者が引き取ること。
1.4.3 完了後検査に関する留意事項	
1.4.3.1 完了後検査	
1	本業務が完了した場合は、発注者の検査職員に対しその旨を報告し、完了後検査を受けなければならない。なお、修正・改善の場合も同様とする。契約書に規定する業務を完了したときの通知は、次に示す要件のすべてを満たす場合に、発注者に提出することができる。 1. 仕様書に示すすべての業務が完了していること。 2. 発注者の指示を受けた事項がすべて完了していること。
1.4.3.2 検査対応	
1	業務実施に際し、発注者の監督職員の質問、検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。また、修正・改善要求があった場合には、発注者と協議・合意をもって、これに応じなければならない。
1.4.3.3 検査結果	
1	完了後検査(再検査が必要な場合には再検査)に合格した時をもって、本業務の履行(部分)が完了したものとする。
2 特記事項・留意事項	
1	本業務の実施に必要な資料については、当院と受注者にて協議の上、当院が必要と認めたものに限り閲覧可能とする。なお、閲覧方法等の詳細は別途協議により決定するものとする。
2.1 機器一覧表	
1	本業務において修繕に要した機器等については、「機器一覧表」を作成の上、提出すること。
2.2 業務の再委託	
1	受注者は、本業務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、予め書面により発注者と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。なお、発注者が書面により承認した場合には、承認を得た第三者(以下「再委託先」という。)も受注者と同様の義務を負うものとし、受注者は再委託先に本業務に係る情報セキュリティ保持等の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
2	業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の事項を記載した再委託承認申請書を文書により提出すること。 1. 再委託先名称、代表者氏名、担当者および連絡先 2. 再委託を行う業務内容および再委託業務履行状況管理方法・体制 3. 再委託先に対するセキュリティ研修体制を含む管理方法・体制 4. その他必要な事項
3	本業務は、受注者及び再委託先において完結できること。また、受注者は発注者に対して、承認を得た再委託先の行為について全責任を負うものとする。
2.3 守秘義務の遵守	
1	受注者は、いかなる場合においても、本仕様書の業務を履行する上で知り得た一切の情報について、その機密を保持するものとし、発注者の許可なく無断で公開または第三者への提供を行ってはならないものとする。

2	情報漏洩が発生しないよう必要な措置を講ずること。
3	関係する情報を複製または複写しないこと。
4	関係する情報を本業務の目的以外に使用しないこと。
5	契約期間終了後に、関係する情報を廃棄すること。
6	上記については、本契約が終了した後も有効に存続する。
2.4 取扱説明および引継ぎ	
1	当院に対し、取扱説明及び操作訓練を十分に行うこと。実施に関する日程調整や回数については、発注者と協議し決定すること。
2	各種設定仕様及び運用手順等について、担当職員及び院内運用保守業者へ引継ぎを実施すること。
2.5 入退室手続	
1	本業務に携わる従事者は全員、院内の出入りに際し、IDの提示もしくは名札の着用をすること。
2	院内で業務を行う場合、入館日時、退館日時、社名、氏名、立ち入りエリア、目的等を管理簿等に記載すること。記載がない場合は、院内での業務は原則認めないこととする。
3	ノートPC等、院外から機器を持ち込んで業務を行う場合は、事前に申請を行うものとする。申請がない場合は、院内での利用は原則認めないこととする。
4	土・日・祝日及び夜間作業については、作業員名簿の提出等の事務手続きを作業日の1週間前までに行うこと。
2.6 搬入・設置作業の留意事項	
1	機器等の搬入、廃棄等の作業に当たっては、病院業務への妨げや患者への迷惑とならないように配慮しながら経路の確保を行うとともに、受注者が立ち会うこと。
2	搬入・設置作業の実施にあたっては、適切に施設・設備の保護(養生)を行うこと。また、搬入・設置・廃棄作業による施設・設備の破損等については、発注者と協議の上、受注者の負担と責任において修理等を行い原状回復すること。
3	受注者は、機器等の設置作業の日程と体制を事前に当院に提示し、当院担当者と協議を行った上、その指示に従うこと。
4	機器設置後は、システム系統図面、配線図面、ラック搭載図等のドキュメントを提出し、当院の承認を得ること。
5	機器等の設置場所については、当院と協議の上調整すること。
6	必要となる電源については、原則として既設の電源を使用すること。ただし、万一電源工事が必要となる場合は、受注者の責任と負担において実施すること。 ※既存のOAタップの流用は可とする。
7	今回の調達にて導入するすべての機器について、設定作業後に動作確認を行うこと。
2.7 設置調整経費について	
1	本業務で修繕に要する機器等が正常に動作するために必要となる機器等の設置・設定作業、配送、耐震対策並びに発注者及び関連業者との調整に関する一切の経費は、本調達に含むものとする。
2.8 その他	
2.8.1 仕様書に記載のない事項について	
1	仕様書に記載のない事項については、別途協議の上決定すること。
第2章 機能要件	
1 技術的要件	
1.1 手術室2	
1	マトリックススイッチャーは、手術室内に設けられているAV機器収納庫にラックマウントして設置すること。
2	既存映像入力端子で使用している以下の映像信号をマトリックススイッチャーに取り込めるようにすること。 【術野カメラ】:HDMI x1 【生体情報モニター】:VGA x1 【電子カルテ】:VGA x1 【壁面入力端子①】:DVI-D x1、Video x1 【壁面入力端子②】:DVI-D x1、Video x1 【麻酔ペンダント】:Video x1 【ペンダント(足側)】:DVI-D x1、VGA x1、Video x1
3	マトリックススイッチャーより、以下の既存映像出力先に映像出力ができること。 1. ネットワークエンコーダ(ADMENIC NEB2) x1台 2. 27型液晶モニター (AMM261WTD) x2台 3. 46型大型液晶ディスプレイ (FWD-S46H2) x1台 4. 21.5型液晶モニター (EV2116W-A) x1台
4	マトリックススイッチャーは、ネットワークエンコーダとLANケーブルで接続し、ネットワークエンコーダの専用アプリケーションから映像信号の切替操作ができること。
1.2 手術室7	
1	マトリックススイッチャーは、手術室内に設けられているAV機器収納庫にラックマウントして設置すること。
2	既存映像入力端子で使用している以下の映像信号をマトリックススイッチャーに取り込めるようにすること。 【術野カメラ】:HDMI x1 【生体情報モニター】:VGA x1 【電子カルテ】:VGA x1 【壁面入力端子①】:DVI-D x1、Video x1 【壁面入力端子②】:DVI-D x1、Video x1 【麻酔ペンダント】:Video x1 【ペンダント(足側)】:DVI-D x1、VGA x1、Video x1
3	マトリックススイッチャーより、以下の既存映像出力先に映像出力ができること。 1. ネットワークエンコーダ(ADMENIC NEB2) x1台 2. 27型液晶モニター (AMM261WTD) x2台 3. 46型大型液晶ディスプレイ (FWD-S46H2) x1台 4. 21.5型液晶モニター (EV2116W-A) x1台 5. 55型大型液晶ディスプレイ (FWD-S55H2) x2台 6. 人工心肺装置 x1式 ただし、人工心肺装置には、ネットワークエンコーダと同じ映像を1系統、生体情報モニターの映像を1系統、計2系統常時出力すること。
4	マトリックススイッチャーは、ネットワークエンコーダとLANケーブルで接続し、ネットワークエンコーダの専用アプリケーションから映像信号の切替操作ができること。